

特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

平成29年 9月
経済産業省・環境省

検討事項

- (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化について
- (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱い及び規制対象物の範囲に係る濃度基準について
- (3) 輸出に係るシップバックの防止について

バーゼル法改正における対応

【現状・課題】

- 欧州連合では、全ての国からの比較的有害性の低い廃電子基板等の輸入手続について、**通告・同意等が不要**。
- 他方、途上国から廃電子基板等を輸入する場合はバーゼル法の手続き（**通告・同意等**）が必要（先進国からは不要）であり、我が国事業者からは、資源獲得競争において、**競争上不利**になっているとの指摘あり。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



欧州連合との競争上の不利を解消

【法改正事項】

- 比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、**通告・同意や輸入承認等を不要**とする（先進国からは現行でも不要）。（法第2条第1項第1号イ）

* 有害性の低くないものは引き続き規制対象とする。併せて廃棄物処理法を改正し、有害使用済機器の国内管理を強化。

（参考）廃電子基板等の規制緩和による経済効果等の試算

輸入手続に要する期間の短縮効果	1件あたり180日間程度
輸入廃電子基板の増加見込み	年間13万トン程度 (将来的にはさらに増加)
非鉄金属精錬の売上げ増加による経済波及効果	全産業合計で売上987億円 (付加価値386億円)程度

輸入ニーズが高い廃電子基板等の電子部品スクラップ



(金、銀などの金属を含む)

(定義等)

第二条 この法律において「**特定有害廃棄物等**」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの（**条約第十条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。**）

イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、**条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであつて、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの**

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「**条約締約国**」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

二 条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

OECD理事会決定に基づくグリーンリスト対象物

金属性、非飛散性形態の金属及び合金					
GA300	クロムの廃棄物及びスクラップ				
金属の溶解、精錬又は精製に伴い生ずる金属を含む廃棄物					
GB040	貴金属又は銅の高度精錬に伴い生ずるスラグ				
金属を含むその他の廃棄物					
GC010	金属又は合金のみからなる電気部品				
GC020	卑金属又は貴金属の回収に適した電子スクラップ(例えば、プリント配線板、電子部品、電線等)及び規格外の電子部品				
GC030	解体される船舶及び海上浮体構造物(貨物及び船舶の運航に伴い生ずる物であって、危険な物質又は廃棄物とされるものを除去したものに限る。)				
GC040	廃自動車(液状物を除去したものに限る。)				
GC050	使用済み液体接触分解(FCC)触媒(例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト)				
次の金属性、非飛散性形態の金属及び合金					
GC090	モリブデン	GC100	タングステン	GC110	タンタル
GC120	チタン	GC013	ニオブ	GC014	レニウム
非飛散性形態のガラスの廃棄物					
GC020	グラスファイバーの廃棄物				
非飛散性形態の陶磁器の廃棄物					
GF010	成形後焼成されている陶磁器の廃棄物(セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。)				

無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのあるその他の廃棄物	
GG030	石炭火力発電所から生じる燃え殻及びスラグタップ
GC040	石炭火力発電所から生じる飛灰
GG160	道路の建設や補修から生ずるタールを含まない瀝青物質(アスファルトの廃棄物)
固形状の廃プラスチック	
GH013	塩化ビニルの重合体
繊維の廃棄物	
GJ140	廃繊維製カーペット類
食品工業から生ずる廃棄物	
GM140	動物性又は植物性の食用油脂
なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる廃棄物	
GN010	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛の廃棄物
GN020	馬毛の廃棄物(支持物を使用することなく、又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。)
GN030	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(縁を整えてあるか否かを問わない。)並びに鳥の綿毛の廃棄物(単に清浄にし、消毒又は保存のために処理したものに限る。)

再生利用等目的での輸入における規制対象について

OECD理事会決定に基づくグリーン対象物については、OECD理事会において、物の性状や回収技術等の管理の側面等を踏まえた上で環境汚染等の危険性を評価し、有害性が低いと整理されたものである。先進的な環境技術を有する我が国においては、OECD非加盟国からの輸入について規制対象外としたとしても、国内での環境汚染が発生するおそれは小さいと考えられるため、下表のとおり整理することとした。

表 規制対象に係る整理（○：対象、×：対象外）

		輸入		輸出	
		グリーン物	アンバー物	グリーン物	アンバー物
OECD	再生利用	×	○	×	○
	処分	○	○	○	○
非OECD	再生利用	×	○	○	○
	処分	○	○	○	○

※上表の注釈

グリーン物・アンバー物

→ 輸出入しようとする物が、OECD理事会決定に規定する比較的有害性の低いグリーンリスト対象物（グリーン物）か、比較的有害性の高いアンバーリスト対象物（アンバー物）か

OECD・非OECD

→ 輸出入の相手国が、OECD加盟国（OECD）か、OECD非加盟国（非OECD）か

再生利用・処分

→ 輸出入の目的が、バーゼル条約附属書IV Bに掲げられた再生利用等目的（再生利用等）か、附属書IV Aに掲げられた処分目的（処分）か

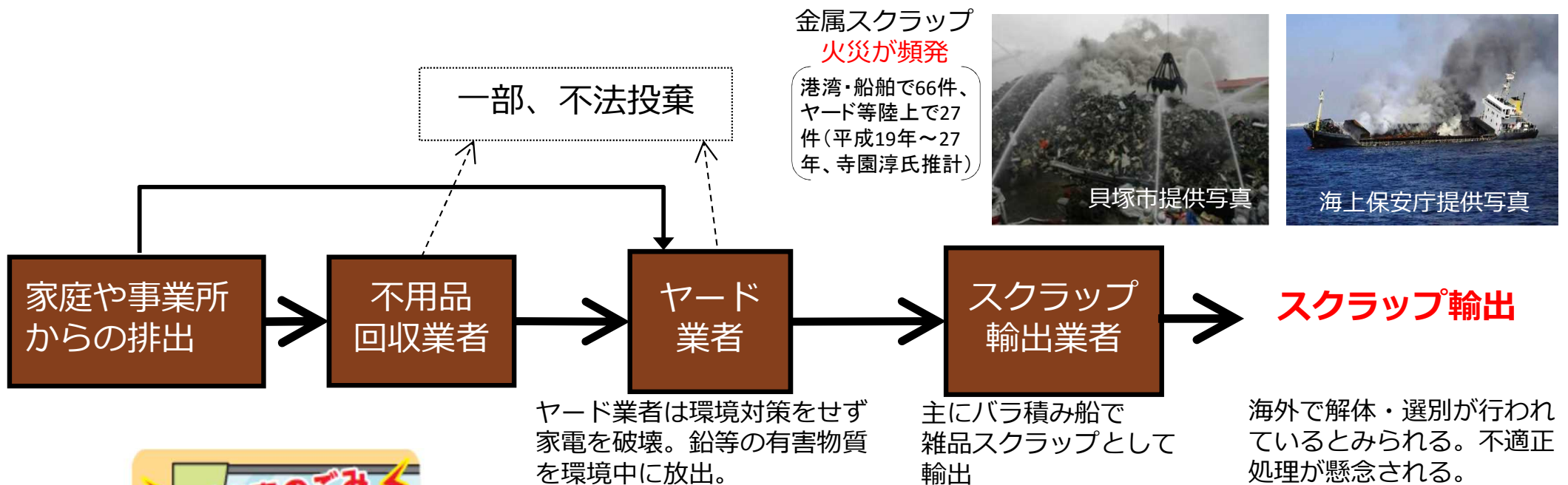
- 再生利用に適した廃電子基板等のグリーンリスト対象物は、先進的な環境技術を有する我が国においては、物の性状や通常の見扱い等の観点から環境汚染を引き起こすおそれは低いものの、一定の潜在的な有害性を有している。
- 合同会議報告書においても「ただし、これらの輸入手続を緩和する際には、移動書類の携帯を義務付ける等必要最低限の措置の在り方についても慎重かつ十分に検討を行うべきである。」とされたところ。
- このため、規制対象から除かれる廃電子基板等のグリーンリスト対象物に関しては、移動書類又はこれに類する書類の携行等のトレーサビリティに関する努力規定をバーゼル法的基本的事項告示等に設けることとしてはどうか。なお、OECD加盟国からの輸入については、バーゼル条約上、輸入元から移動書類が送付されないことに留意が必要である。

検討事項

- (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化について
- (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱い及び規制対象物の範囲に係る濃度基準について
- (3) 輸出に係るシップバックの防止について

有害物を含む使用済電気電子機器の流れについて

- 有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）が輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。国内外の環境汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念が高まっている。



無許可の不用品回収業者



子供が素手で破碎

(国立環境研究所寺園淳氏撮影)

【現状・課題】

- 雑品スクラップについて、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（バーゼル法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

(定義等)

第二条 この法律において「**特定有害廃棄物等**」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの（条約第十条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。）

イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、**条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであつて、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの**

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物


ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

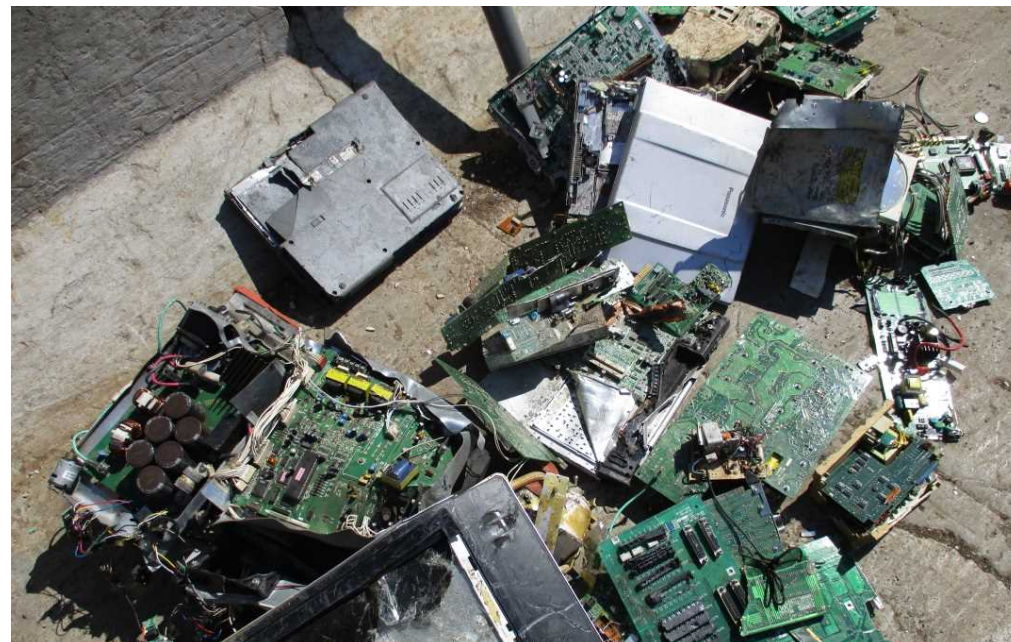
二 条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

雑品スクラップに関する最近の火災発生状況

発生日	発生場所	事案の概要	(報道や関係者への聞き取り等を基に記載)
8月7日	埼玉県三芳町	リサイクル会社のスクラップヤードで家電製品から出火。	
8月6日	大阪府堺市	リサイクル会社の敷地内で電化製品から出火	
7月27日	福岡県糸島市	リサイクル会社の敷地内に野積みされていた家電製品から出火。消防車約20台が出動。福岡市のPM2.5測定機器で高濃度の数値を記録。	
7月20日	静岡県浜松市	金属買取業者のスクラップヤードでバッテリー類から出火。	
7月19日	和歌山県和歌山市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。	
7月13日	千葉県市原市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。	
5月19日	兵庫県尼崎市	金属買取業者のスクラップヤードでスクラップの山から出火。スクラップに使用済家電やバッテリー類が混入。消防車約19台が出動。	
5月17日	新潟県上越市	スクラップ輸出業者のスクラップヤードでミックスメタルスクラップの山から出火。約3時間にわたり燃えた。	
5月13日	宮城県仙台市	金属スクラップリサイクル業者のスクラップヤードでミックスメタルスクラップの山から出火。約500立方メートルのスクラップが燃えた。	<p>尼崎市での火災の様子 (兵庫県消防防災航空隊提供)</p>
5月1日	千葉県船橋市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。	
4月24日	福岡県福岡市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。使用済家電が積荷に混入。約15時間半後に鎮火し、船体の大部分が沈没。船体から油が海に流出。	
1月31日	愛知県名古屋市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。	

雑品スクラップのシップバック事例

- 輸出先国：タイ
- 貨物：雑品スクラップ
- 通報理由：
廃電子基板や鉛、アンチモンで汚染された土壌や廃棄物はタイ国内法である、Hazardous Substance Law B.E.2535 のList 5.2:Chemical Wasteに該当。事前通報がされていない雑品スクラップに廃電子基板を含む貨物が確認されたため、シップバック通報された。
- 国内法における該非判断：該当





- G7富山環境大臣会合（2016年5月15—16日）のコミュニケ附属書として採択。
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標（SDGs）及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。

2. G7メンバーによる野心的な行動

目標2：グローバルな資源効率性・3Rの促進

具体例：電気電子廃棄物（E-waste）の管理

- 廃棄物の各国・地域内における環境上適正な管理を優先する。
- 特に電気電子廃棄物について、廃棄物と非廃棄物を識別するため、また、適正なルートで行われる回収、リユース及びリサイクルの割合を向上させるとともに違法取引を防止する水際対策の実効性を高めるため、スペアパーツを用いた再製造等の資源効率的な取組を促進しつつ、既存のアプローチを共有し、国際的な協調行動を強化する。
- 特に廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な能力を有する国への有害廃棄物の輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発のための時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識する。
- 電気電子廃棄物の適正な回収、リユース及びリサイクル推進のための各国のイニシアティブや基準、環境上適正な管理や適用可能な技術についての情報交換を活性化させる。

- 改正前のバーゼル法においては、特定有害廃棄物等の範囲についてはバーゼル条約附属書を元とし、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物」（平成10年環境省・厚生省・通商産業省告示第1号。いわゆるサービス告示。）（参考資料3）を定めている。
- このサービス告示は、バーゼル法に制定根拠が無く、法的位置付けが曖昧であったことから、今般バーゼル法を改正し、法の規制対象物を省令に規定して法的に明確化することとした。
- この省令を制定するに当たっては、サービス告示の規定を基本とすべきと考えられるが、サービス告示には、雑品スクラップのような混合物の取扱いや規制対象物の範囲に係る濃度基準について課題があることから、省令化に当たり次のように改善を図ってはどうか。

雑品スクラップのような混合物の取扱いに関する課題と対応

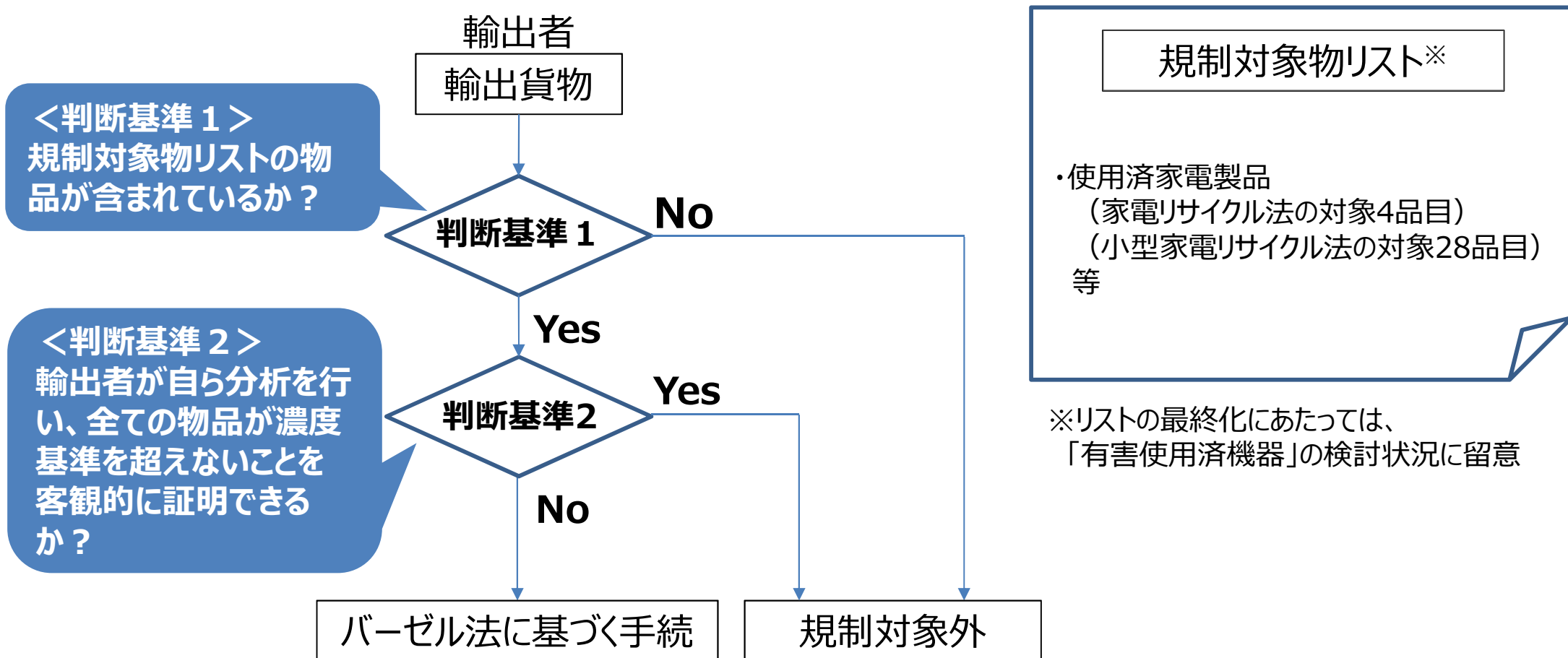
課題① 近年その扱いが問題となっている雑品スクラップについては、基準が不明確なため、現場において即物的な判断が困難



対応①

- 規制対象物のリストを作成し、当該リストに掲げる物を輸出又は輸入しようとする者は、原則としてバーゼル法に基づく手続を経ることが必要としてはどうか。ただし、輸出者が自ら分析等を行い、すべての物品が濃度基準以下であることを客観的に証明することができる場合には、手続を経なくとも輸出することができるものとしてはどうか
- 当該リストに掲げるものを混合物の一部として含むものについては、リストの掲げるものを除去しない限り、混合物総体として特定有害廃棄物等に該当する旨を規定することとしてはどうか。
- 規制対象となる物のリストは、雑品スクラップに混入されることが多い、使用済家電製品（家電リサイクル法の対象4品目、小型家電リサイクル法の対象28品目）等を記載することとしてはどうか。なお、リストの最終化に当たっては、廃棄物処理法との一体的な措置を行うため、今後検討される廃棄物処理法の「有害使用済機器」の検討状況に留意が必要である。

混合物の取扱いと現場における迅速な該非判断に関する対応



家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象品目

＜家電リサイクル法対象4品目＞

1. ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機

＜小型家電リサイクル法対象28品目＞

1. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
3. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機(家電リサイクル法対象のテレビジョン受信機を除く)
4. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
5. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
6. パーソナルコンピューター
7. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
8. プリンターその他の印刷装置
9. ディスプレイその他の表示装置
10. 電子書籍端末
11. 電動ミシン

12. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
13. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
14. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
16. フィルムカメラ
17. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具(家電リサイクル法対象の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く)
18. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具(家電リサイクル法対象のユニット型エアコンディショナーを除く)
19. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(家電リサイクル法対象の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
20. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
21. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
22. 電気マッサージ器
23. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
24. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
25. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
26. 電子時計及び電気時計
27. 電子楽器及び電気楽器
28. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。

生活環境への影響発生を抑制

2. 法改正事項

＜規制の内容＞（廃棄物処理法第17条の2）

- ①「**有害使用済機器**」※の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事への届出を義務付け**
※使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）を想定
- ②政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所寺園淳氏撮影）



エアコン（室内機）



エアコン（室外機）



洗濯機



掃除機



扇風機



炊飯器

※ 輸出については、バーゼル法の見直しにおいて輸出承認対象にし、総合的な対策を講じる。

(参考) 廃棄物処理法の改正：改正後の条文

(有害使用済機器の保管等)

第十七条の二 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2| 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

3| 次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。

4| 環境大臣は、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならぬ。

5| 有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができる。

6| 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

※傍線は、今回の改正部分

「有害使用済機器」として指定される物を、バーゼル法の規制対象物省令に加え、**廃棄物処理法とバーゼル法との整合性を考慮する**必要がある。

規制対象物の範囲に係る濃度基準に関する課題と対応

課題② 1つの有害物質について、個々の化合物を大量に列挙し濃度基準を定める現在の方法は、実運用上において以下のような課題がある

- 化合物によっては、公的な測定方法が定まっていないこと等により濃度測定が困難な場合があること
- 規制の対象物が極めて多岐にわたることから、毒性を持った新たな類似の化合物が判明した場合に、その情報を逐次整理し、随時規制対象物を整理することが極めて困難であること

対応② 規制対象に係る有害物質の含有量の濃度基準は、個別の化合物を列挙するのではなく、原則として、有害性の基本となる物質（例：鉛、ヒ素 等）を定めることを基本とし、新規の有害物質が判明した場合などに柔軟に対応できるよう、再度整理を行うこととしてはどうか。

課題③ 現行のサービス告示では、有害物質の含有量はその濃度を測ることとして「重量パーセント」を用いてきたが、その分母の考え方に明確な指針がなく、その結果濃度基準が不明確

対応③ 濃度測定における分母を「構造的に分解可能な最小の製品単位（例：基板、モーター等）」として明確化してはどうか。

■ サービス告示の別表第3における個別の化学物質を含む物の規定の例

二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 鉛、アジ化鉛、亜砒酸鉛、一酸化鉛、塩化鉛、塩基性珪酸鉛、過塩素酸鉛、クロム酸鉛、珪酸鉛、酢酸鉛、三塩基性硫酸鉛、シアナミド鉛、四アルキル鉛、シアン化鉛、四酸化三鉛、硝酸鉛、水酸化鉛、スチフニン酸鉛、ステア酸鉛、炭酸鉛、ナフテン酸鉛、鉛酸カルシウム、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜燐酸鉛、二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛、二酸化鉛、砒酸鉛、ふつ化鉛、ほう酸鉛、ほうふつ化鉛、ホスホン酸水素鉛、メタンスルホン酸鉛、よう化鉛、硫酸鉛又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を○・一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げる鉛化合物以外の鉛化合物を含む物
ハ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(鉛に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

ニ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

検討事項

- (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化について
- (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱い及び規制対象物の範囲に係る濃度基準について
- (3) 輸出に係るシップバックの防止について

【現状・課題】

- バーゼル条約上の規制対象物については、締約国間で解釈に多少の差異が存在。
- 我が国バーゼル法では規制対象ではないとして輸出した貨物について、相手国では条約上の規制対象であるとして我が国への返送（シップバック）を求める通報を受ける事例が増加（香港向けの中古電気電子機器等）。

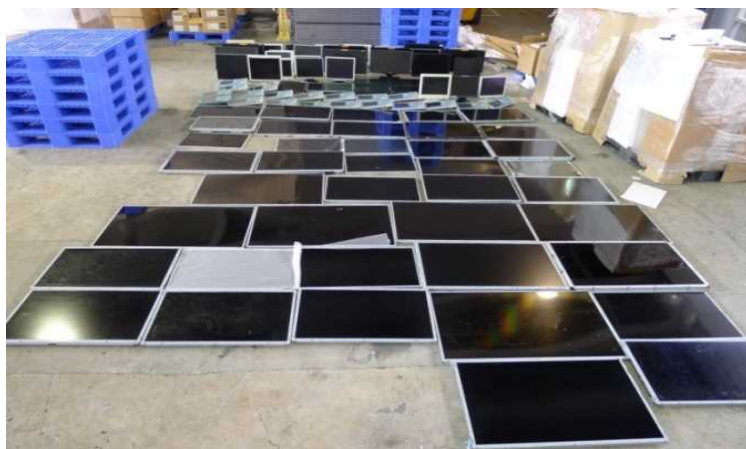


繰り返されるシップバック通報の予防

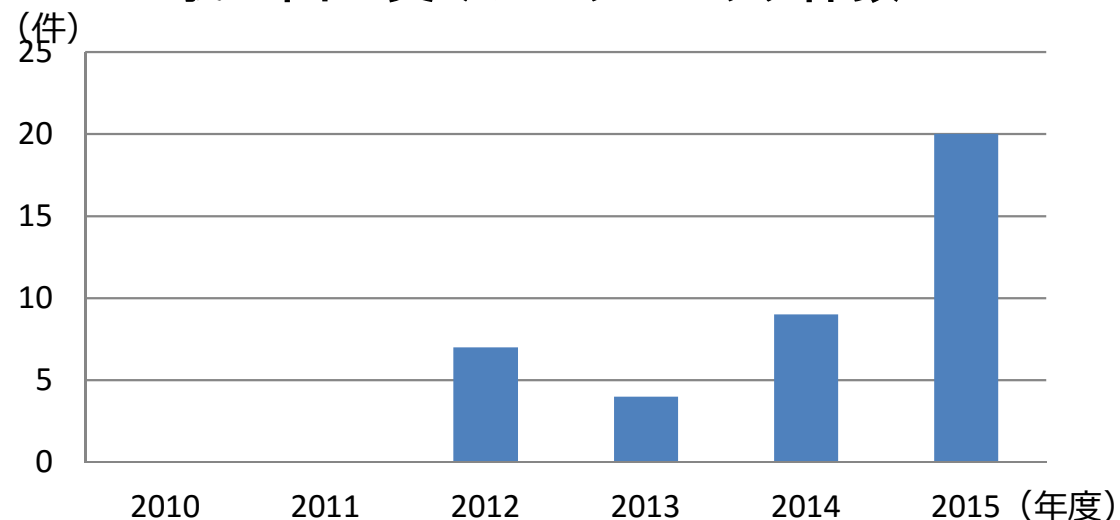
【法改正事項】

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、特定有害廃棄物等（規制対象物）に追加し、**輸出承認を要件化**。（法第2条第1項第1号ホ）

香港からのシップバック事例（液晶パネル）



我が国が受けたシップバック件数



（輸出先国：香港、マレーシアなど）

(定義等)

第二条 この法律において「**特定有害廃棄物等**」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの（条約第十条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。）

イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであつて、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

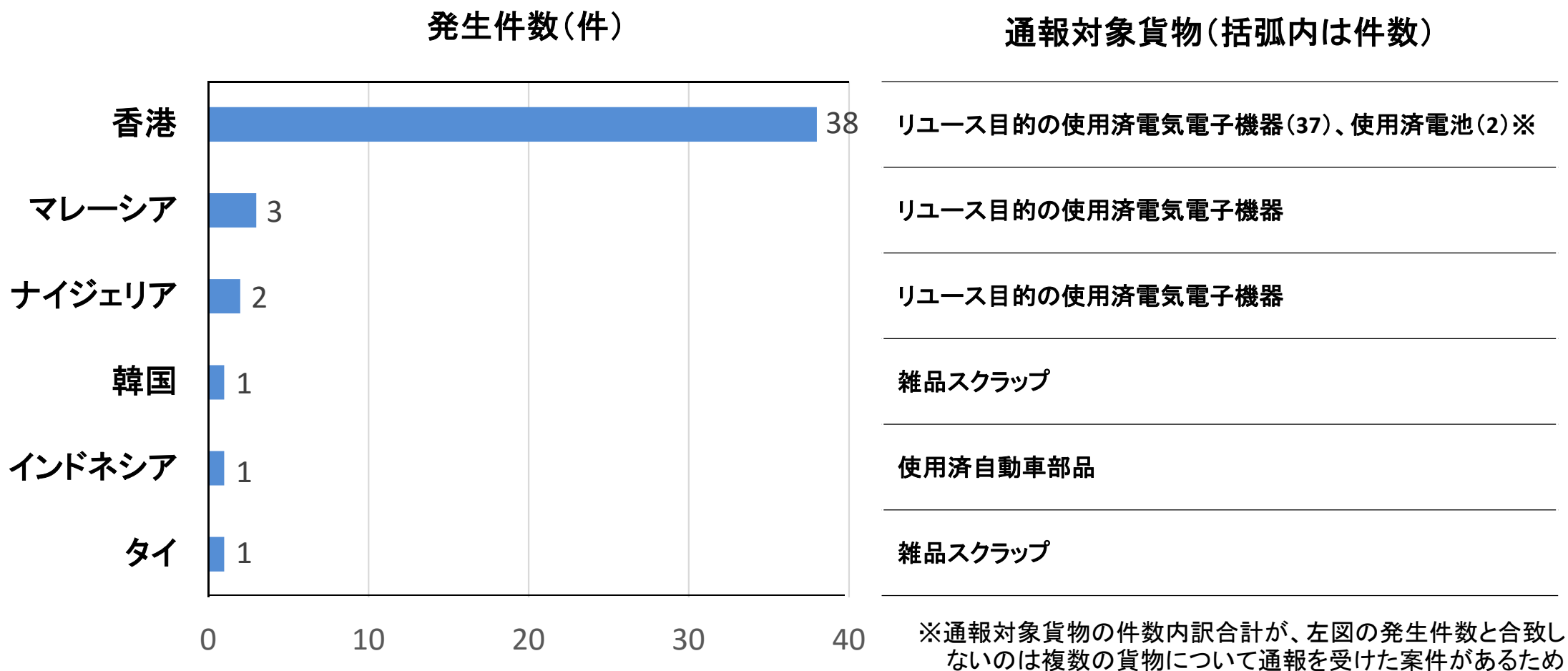
ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「**条約締約国**」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、**当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの**

二 条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

近年我が国が受けたシップバックの通報事例



直近の5年間でシップバック通報事例では、圧倒的に香港へのリユース目的の使用済電気電子機器（モニター等）の輸出が多い。

- 香港ではバーゼル条約の担保法令である廃物処置条例（香港法令第354章）に基づき、廃棄物の輸出入には環境保護署（EDP）による事前許可が必要である。
- 使用済電気電子機器廃棄物の不法越境移動に係る国際的な懸念の高まりを踏まえ、EDPは使用済電気電子機器の輸出入に係る管理を厳格化している。

有害廃棄物の輸出入に係る許可取得に関する規定（廃物処置条例）

- 廃棄物の輸出入に係る許可制度は、廃物処置条例に基づき1996年6月に導入された。全ての輸出入廃棄物は一部の例外（附属別表6に掲げる廃棄物のうち、有害性がなく、かつ再生利用（リサイクル）や再利用（リユース）等を目的とした廃棄物）を除き、事前にEDPの輸出入許可証を申請・取得しなければならない。
- 2016年の条例改正において、新たに廃電気電子機器8品目（エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、コンピュータ、プリンタ、スキャナ、モニター）が輸出入許可取得の対象となっている。

有害構成部品・物質を含む使用済電気電子機器の輸出入に係る通知（2016年10月）

- 廃物処置条例では不要とされた物を廃棄物と定義しているが、近年の判例では、当初の所有者がひとたび廃棄した機器は、使用可能であるか有価で売却可能であるかにかかわらず、輸出入管理の観点から廃棄物とみなされる、との見解が示されている。
- リユースを目的とした中古品の輸出入においては、以下の観点を確認することが強く勧められている。
 - （1）当該機器は製造から5年以内であること
 - （2）輸出前に、当該機器が利用可能な状態に整備が行われていること
 - （3）運搬時の破損等を考慮して、十分な梱包がなされていること
 - （4）輸入先(香港)において当該中古品の適正な販売先との契約上の調整が事前になされていること。

⇒ 香港でのリユース目的の使用済電気電子機器の輸入時の確認事項と、我が国の「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」と比べると、製造年数などの観点で香港は日本よりも厳しい運用がされていると考えられる（香港からのシップバック事例における我が国バーゼル法の規制対象物の該非判断：該当19%、非該当81%）。

- 本規定は、我が国が規定している条約上の有害廃棄物と輸出先国が規定する有害廃棄物が一致せず、シップバックになる場合について、必要に応じて、環境省令で定めるべきもの。
- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を環境省令で定めることとするが、全ての輸出先国について確認することは困難であることから、以下の3つの条件に合致するものについて、環境省令で定めることとしてどうか。
 - ① 我が国へのシップバックの通報が繰り返し発生するなど、国際的な問題に発展する可能性があること
 - ② 我が国と輸出先国が規定する有害廃棄物の定義が一致していないなど、我が国よりも輸出先国の規定がより厳しい規定となっていること
 - ③ 輸出先国の規定が明確であること
- 上記の方向性に従い、香港に輸出される電気電子機器（モニター等）について規定することとし、その他の国については今後必要性が生じた際に、随時検討することとしてはどうか。